

入札説明書

この入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注する洛西浄化センター業務委託（管理棟等消防設備保守点検他）に関し、一般競争入札者に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務（業務番号）
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター業務委託（管理棟等消防設備保守点検他）
（流2洛西第13号の46）
- (2) 契約期間
契約日から令和3年3月19日まで
- (3) 業務を行う場所
洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口地内）
- (4) 業務の仕様等
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号(075)954-1877
ファクシミリ番号(075)955-2224
- (2) 入札説明書、仕様書、確認申請書及び対象物件図書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和2年8月5日(水)から令和2年8月21日(金)まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 入手方法
原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」 小分類「ビル管理」又は「付帯設備保守点検」
- (3) 4で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者である

こと。

(5) 京都府内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書（別記様式1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和2年8月17日(月)から令和2年8月21日(金)まで

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

提出期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、持参して提出すること。

(4) 確認資料

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録されている者であることを証する京都府の競争入札参加資格審査結果通知書の写し

大分類「ビル管理等」－小分類「ビル管理」又は「付帯設備保守点検」

イ 取引使用印鑑届（別記様式2）

ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式3）

エ 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下規則という。）第159条第2項第3号に該当し契約保証金の免除を希望する者にあつては、同種業務の受託実績調書（別記様式4）及び契約書等の写し

※ 過去2年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約において、1の(1)で示した委託業務と同種及び同等以上の履行実績を少なくとも2件記入し、契約書等の写しを提出すること。

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和2年8月26日（水）までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(7) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

5 質問の受付・回答

質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

質問については、令和2年8月18日(火)午後4時までにファクシミリで2の(1)の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答

令和2年8月20日(木)までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和2年8月28日(金)午前10時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

(2) 入札の方法

ア 入札者は、(1)のアに示す日時に、(1)のイに示す場所へ入札書(別記様式)を作成、持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別記様式)を提出しなければならない。また、入札書には入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。

ウ 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れること。

エ 入札用封筒には、入札書を入れ、封筒の開口部を全て封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

オ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。

カ 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

キ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

ク 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。

ケ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

コ 入札回数は2回までとする。なお、再度入札の参加者が1者となった場合であっても、原則として入札を執行する。

サ 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。

シ 再度入札を行う場合は、次による。

(ア) 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格のみを発表するものとする。

(イ) 次に該当する者は、再度入札することはできない。

ア 無効の入札をした者

イ 当初の入札に出席していない者

(ウ) 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

(エ) 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

7 落札者の決定方法

(1) 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 開札の結果、くじにより落札者を決定する方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

8 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

9 契約書の作成

要する。

10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12 その他

1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。